

「情報信託機能を活用したデータポータビリティの実現等に係る調査」
（1）データポータビリティの実現に向けた調査
- 報告資料 -

2022年10月3日
凸版印刷株式会社
株式会社DataSign
株式会社インテージ

■ 目次

1. 調査内容について
2. 調査結果と考察

1. 調査内容について

2. 調査結果と考察

データポータビリティの実現に向けた実証事業を下記フローに準じて実証・机上検討を用い仕様書の要件に沿った検証を行った

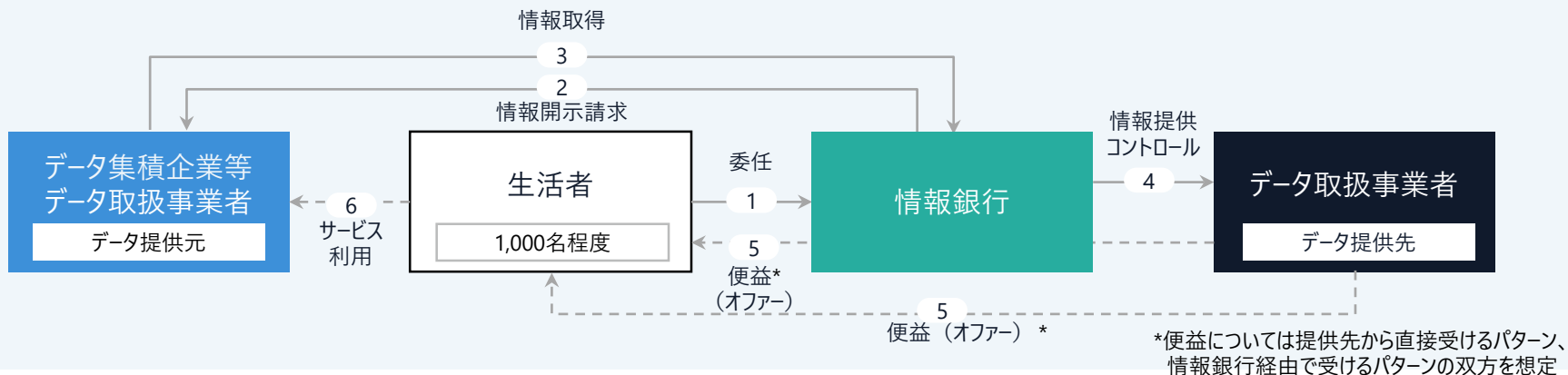
仕様書内容の確認

①情報銀行を活用したデータポータビリティの実現に向けた実証事業

実証内容：生活者の委任を受けた情報銀行がデータ取扱事業者に対して開示請求を行い、情報を取得し、生活者から得た属性情報等の情報とあわせて適切な第三者提供先に提供することで、生活者に適したサービス等のオファーが生活者になされ、生活者は自己の課題解決を図ることができる仕組み。データ取扱事業者は2者程度
生活者：1,000名

ア	生活者： <u>データポータビリティの受容性、データ活用サービスのニーズ</u> 調査 事業者： <u>データポータビリティの制度・技術・ビジネス面からの課題</u> 調査	生活者：1、5、6 事業者：2、3、4
イ	委任及び情報開示プロセスに関する検証	1、2
ウ	情報銀行間のやり取りにおける必要要件の検証、API連携必要性の検証	2、3、4
エ	イ及びウの実装にあたり各主体者ごとの利点や課題の整理、解決策の提示	2、3、4

実証における想定フロー図



情報銀行を介したデータ移転の実現に向けた検討を下記フローや、実証・机上検討を踏まえ 課題・解決策の検討を行った

仕様書内容の確認

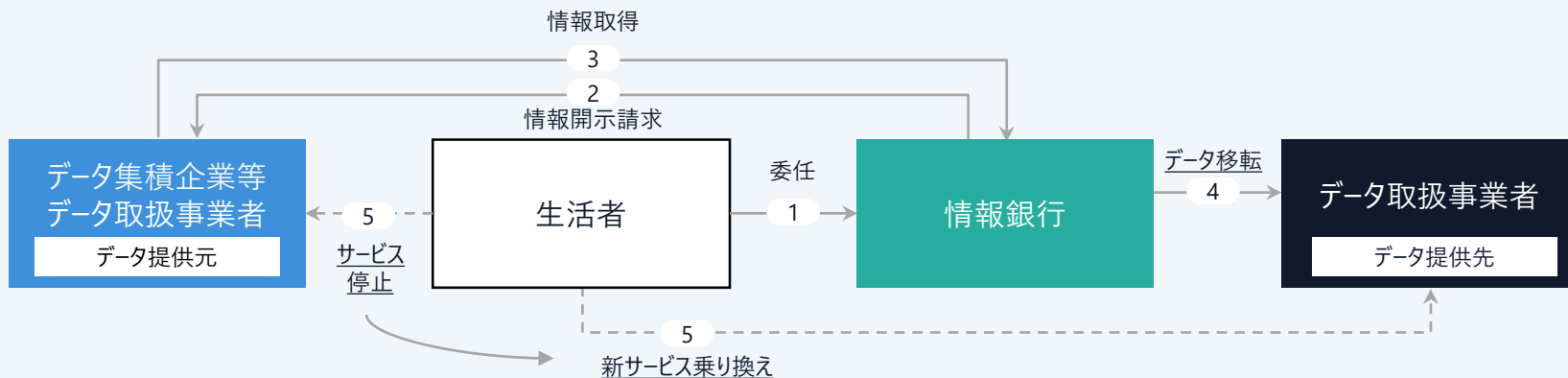
②情報銀行を活用したデータ取扱事業者のデータ移転の実現に向けた検討

検討内容：生活者の委任を受けた情報銀行がデータ取扱事業者に対して開示請求を行い、情報を取得し、生活者が指定する別のデータ取扱事業者に当該情報を提供することで、生活者起点による簡便なデータ取扱事業者のデータの移転を実現するための検討をする。

生活者が情報銀行へ開示請求を委任し、情報銀行がデータ取扱事業者に開示請求を行うプロセスの定義及びプラットフォームと情報銀行との間の情報のやりとりにおいて満たすべき要件については、①イ及びウを想定し、その上で以下のア及びイについて検討する。

ア	データ移転を実現するために情報銀行が実装すべき項目の整理	1、2、3、4、5
イ	情報銀行、データ取扱事業者の利点、課題、解決策の提示	2、3、4、5

実証における想定フロー図



①と②では、提供先へのサービス乗り換えによる契約の切り替えを踏まえ、提供元との契約解除が伴う部分を一番の違いとして検証を行った

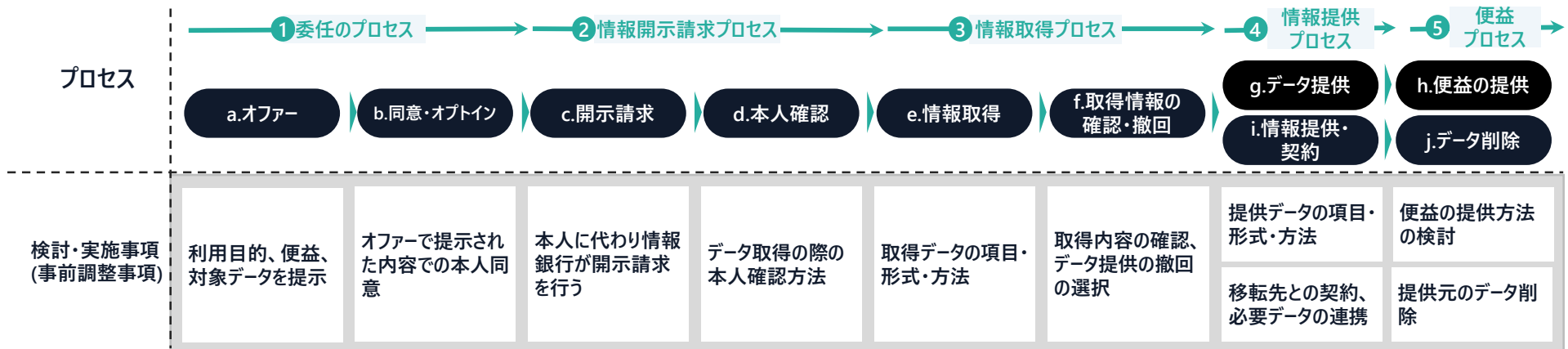
本調査での検証方法

調査前提

- 「①情報銀行を活用したデータポータビリティの実現に向けた実証事業」、「②情報銀行を活用したデータ取扱事業者のデータ移転の実現に向けた検討」とも、「情報銀行認定」を持つ情報銀行が行うものとする。
- 具体的には、提供先の選定は情報銀行が監査をした選定先のみデータを提供できるものとする。
- 日本では個人データのデータポータビリティは定められていないため、今回の実証ではデータポータビリティを開示請求と第三者提供を組み合わせて実施する。
- 「①情報銀行を活用したデータポータビリティの実現に向けた実証事業」では、生活者の実際のデータ（購買データ、利用データ等）を、データ提供元から情報銀行を経由してデータ提供先に渡し、生活者に便益を提供する一連の流れを、生活者がモニターとして参加して検証する。
※一部のプロセスは、情報銀行・提供先企業への連携はせずにサンプルデータを取り扱い、一連のプロセスを検証する。
- 「②情報銀行を活用したデータ取扱事業者のデータ移転の実現に向けた検討」では、すでに入力済みのサンプルデータを取り扱い、情報銀行や提供先企業へ連携はせず、システムの利用や開発をモニターの参加は行わずに一連の流れを検討し、その時の課題等を検証する。
- ①、②の検討をする上での違いは、提供先へのサービス乗り換えによる契約の切り替えのケースを想定し、提供元との契約解除が伴う部分であり、第三者からの再提供の管理が必要になると想定する。

実証における想定プロセス

本実証では、上記の前提を踏まえてプロセスを以下の形で定義をして各検討項目の検証を行う。仕様書①、②で異なる点は、「情報提供」、「便益」プロセスの部分との理解で調査を行い検証をする。



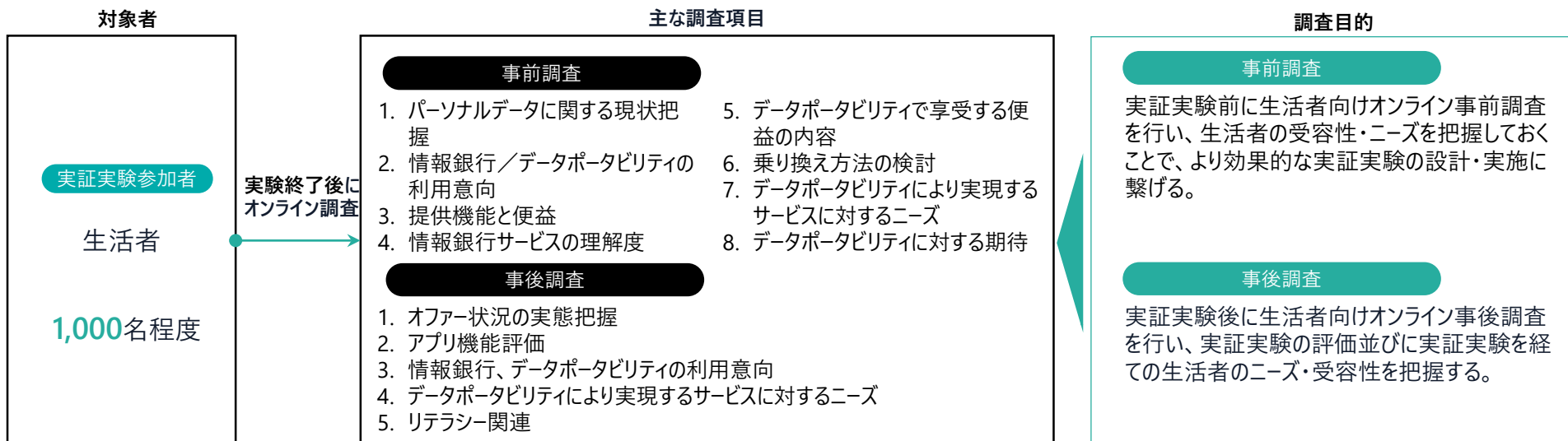
1. 調査内容について

2. 調査結果と考察

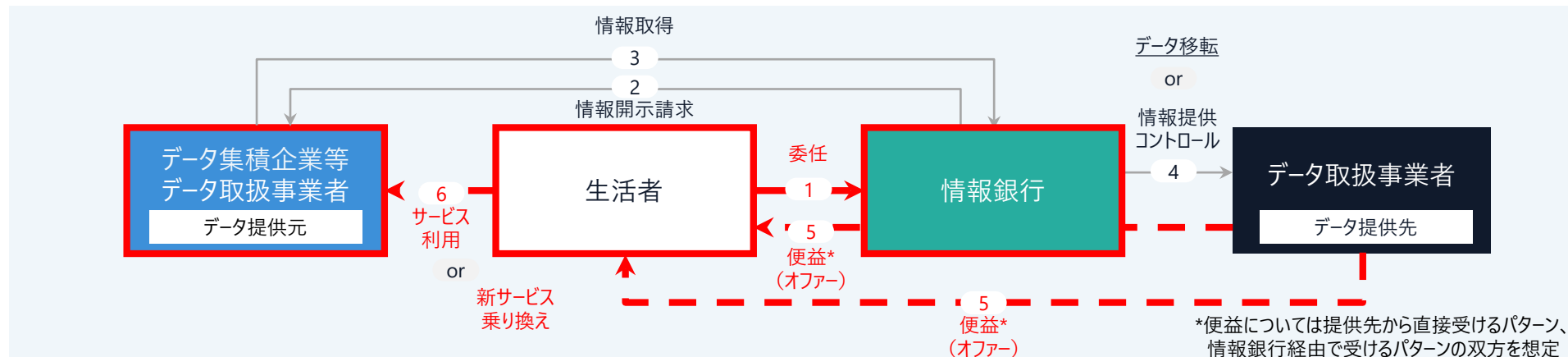
生活者調査ではモニターからの参加として人数を確保し、実証前後で調査を行い、受容性や利用意向などの変化を調査した

仕様書①ア.生活者のデータポータビリティの受容性、データ活用サービスのニーズ調査

生活者の課題及びニーズ等に関する調査概要



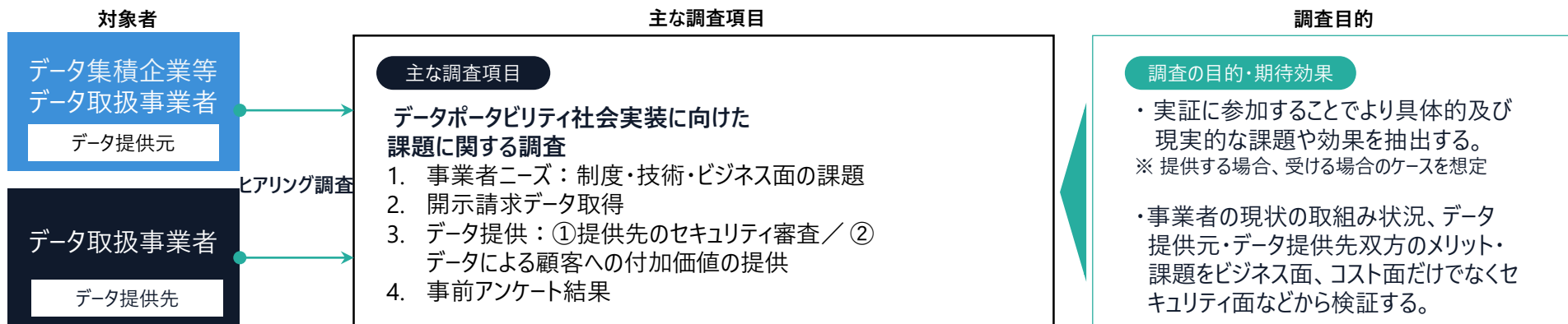
実証における想定フロー図（赤枠部分）



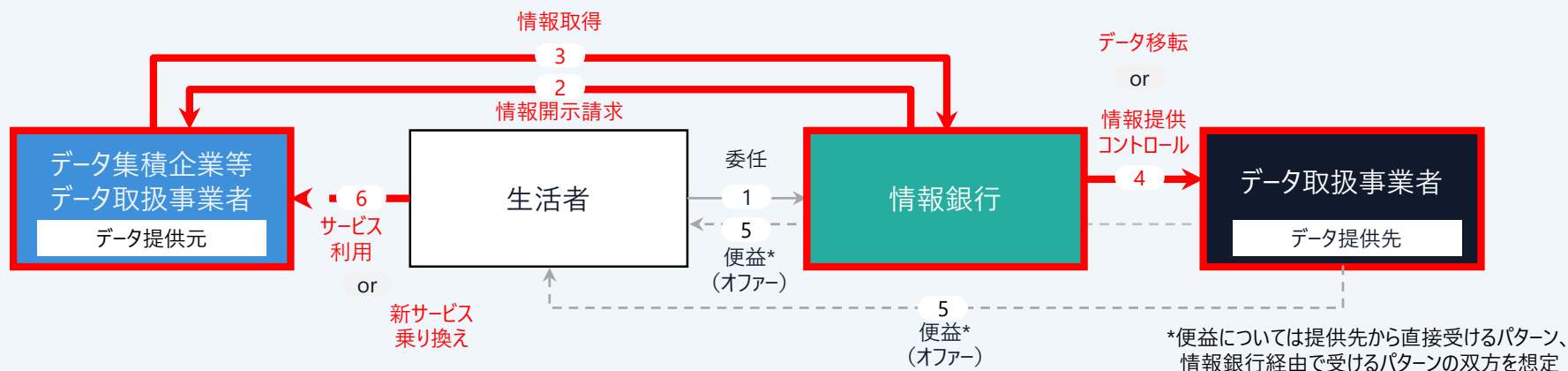
事業者調査では、国内のデータ取扱事業者へのヒアリングを実施し、データポータビリティの取組みに対しての課題を調査した

仕様書①ア.事業者のデータポータビリティの制度・技術・ビジネス面からの課題調査

事業者の課題及びニーズ等に関する調査概要



実証における想定フロー図（赤枠部分）



生活者、事業者双方にとってセキュリティ面が最も大きな課題であり、生活者については実証後やユースケース提示後に利用意向が大きく高まるため、更なる認知拡大が求められる

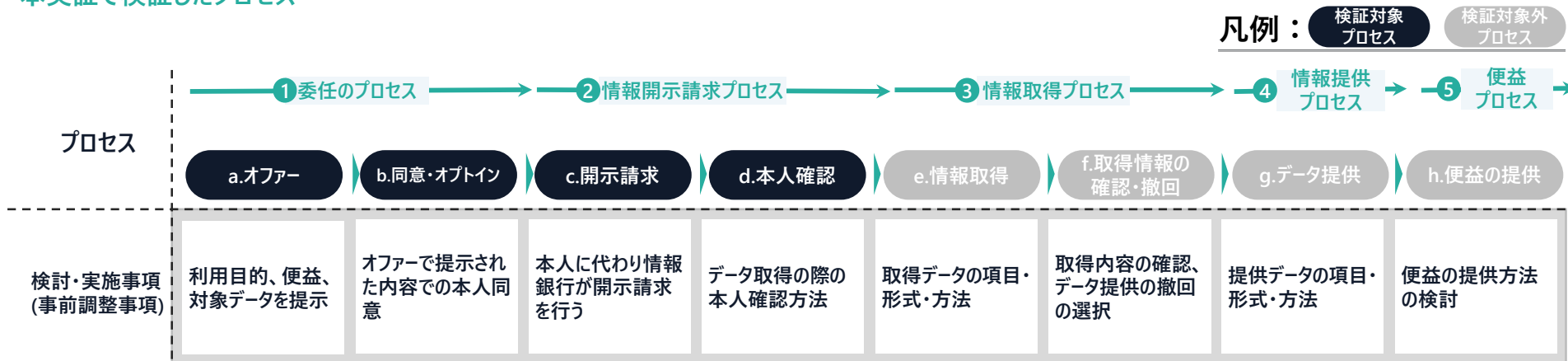
仕様書①ア.生活者・事業者のデータポータビリティの利用意向や課題について

項目		考察
①ア. 生活者調査	データポータビリティの受容性と利用意向	・情報銀行をこの実証で初めて知ったというのが約6割と認知が課題。 いずれの調査においても情報銀行を認知している生活者は3割だが、実際に情報銀行を活用した実証に参加すると利用意向が7割程度まで高まることが分かった。このことから、認知・関心向上と、実利用による情報共有の両輪での利用シーンの拡大策が有効である。
	データ活用サービスに対するニーズやその傾向	・ユースケース提示後の利用意向の拡大傾向からも、利用者主体かつ利用者自身に情報を活用したことによる便益がある実証実験に取り組む必要がある。「手続き簡略化（医療費控除の手続き、アレルギー情報の連携など）」・「レコメンド（過去の診療情報を踏まえた適切な診察のレコメンド）」などの利用意向が高いため、準公共分野での実証を行い社会実装の検討を進める。
	その他	・セキュリティ面においては自身の情報を事業者に必要な以上に開示したくないと考える生活者が多いことから、情報銀行の認知・拡大を図る際に情報漏えいへの対策やプライバシー保護の説明を行い、個人情報を提供しても安全・安心ということを理解してもらうのがよい。
①ア. 事業者調査	制度 改正個人情報保護法での開示請求について	・改正個人情報保護法での開示請求について、事業者ごとに提供方法の認識のばらつきがあり、データポータビリティまでの対応は行っていない。 ・大規模事業者にとってのメリットを早急に示すことが難しい場合には、各分野でデータポータビリティ可能なデータ項目を定めてデータ連携フォーマットを作成していくなどのルール設計と、規模や取り扱う件数が少ない企業は規模的に不利になることが考えられるため、対応企業の規模や取り扱いデータの件数に応じたルールも検討していく必要がある。 ・上記の場合、情報銀行は各事業者から情報を集めたのち、集まった情報の質や利用可能性を検討して情報開示を行う必要がある。
	技術	・事業者にとって求められる情報開示の量、項目、フォーマットなどが不明確なため情報銀行側でフォーマットをたたき台として提示する必要があり、その際に、より具体的な開示請求の範囲・フォーマットを決めていく必要がある。
	ビジネス	・現状、事業者にとっては情報銀行に関する取組み自体が不透明である。そのため、セキュリティリスクやコスト面での心配等、ネガティブイメージが先行している。一方、自社のみでは得られない情報の利活用に一定の関心はあるため、情報銀行の活用によるビジネス拡大を早急に効率的に実施できれば認知度、利用事業者いずれも拡大する見込みがある。 ・大規模事業者にとっては数百万規模のできるだけ鮮度のある情報を獲得できない限りメリットがないとの意見もあるため、データ提供元・提供先・情報銀行が一体となりユースケースを作成していく必要がある。
	その他	・セキュリティ面では情報漏えいによる情報提供先や情報提供元のレピュテーションリスクが存在。利用するユーザーにとってセキュリティ面が最も懸念点となりうるため、利用者自身のリテラシー向上を目指す取組みも並行して実施するべきである。

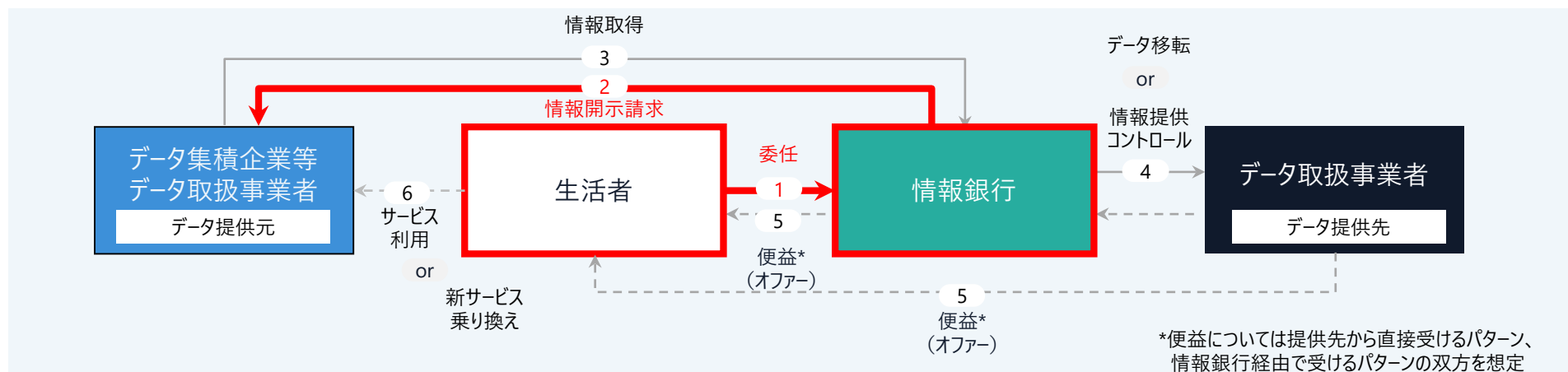
情報銀行を経由した開示請求では、オファー発出・同意取得・開示請求・本人確認のプロセスの必要要件や課題を調査した

仕様書①イ.委任及び情報開示プロセスに関する検証

本実証で検証したプロセス



実証における想定フロー図 (赤枠部分)



本人確認のセキュリティの厳格性と利便性の両立と、オファー発出の際の連携情報内容や便益の個別調整が課題となる

仕様書①イ.委任及び情報開示プロセスに関する検証

情報銀行認定に必要な機能面一部抜粋

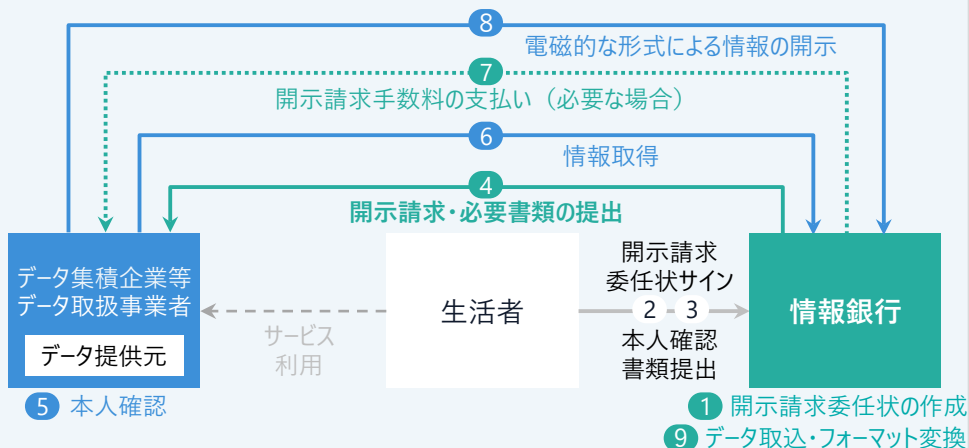
- ・同意の撤回（オプトアウト）期間、個人情報提供履歴（トレサビリティ）の設定
- ・データ倫理審査会による審査・承認
- ・提供先第三者からの再提供の原則禁止

項目	調査結果・要件	課題
開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果： 情報銀行を経由した電磁的方法（スクレイピング）にて実施し、データ提供元ではID・パスワードのみの本人確認ではセキュリティ上、十分ではない。 ・必要要件： 電磁的方法で開示請求をする際には、ID・パスワード以外での本人確認方法が必要となる。 	ID・パスワードのみでは本人確認の方法としては不十分であり、情報銀行で何かしらの形での本人確認手段を持つ必要がある。
本人確認	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果： 本人確認アプリにて「マイナンバーカードによるJPKI」、「運転免許証」の2種での確認を実施し、マイナンバーカードによるJPKIは電子署名による有効性の確認で、運転免許証は自己申告の身元確認のため、マイナンバーカードを使った本人確認の方が有用性が高いが、運転免許証は利便性が高い。 ・必要要件： システム的には、情報銀行と情報連携するため、Open ID Connectの仕様に基づくIDトークンによる連携、運用では、利便性などを考慮しながら適切な本人確認方法が必要となる。 	マイナンバーカードを使った方が本人確認の有用性としては高いが、利用状況は、運転免許証の方が多いため、適切な本人確認方法やそのシステムとの連携が課題である。
同意取得	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果： データ提供の際の同意は、オファー単位で「タイトル」、「提供先」、「便益」、「利用目的」を明示し、個別の同意を取得した。規約は情報銀行のモデル契約約款を参考として作成した。 ・必要要件： 個別同意の際には、オファー単位ごとに「タイトル」、「提供先」、「便益」、「利用目的」を調整して同意を得る必要がある。 	個別同意をする際には、提供元、提供先との連携情報内容や提供便益を個々に調整する必要がある。

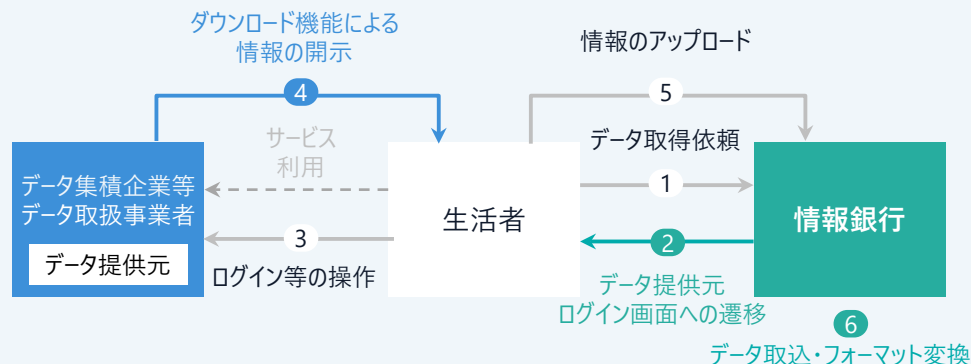
データの接続方法については下記方法があり、今回、実証においてはスクレイピングのプロセスを、机上検討においてはその他のプロセスの検証を行った

仕様書①ウ.情報銀行間のやり取りにおける必要要件の検証、API連携の必要性の検証

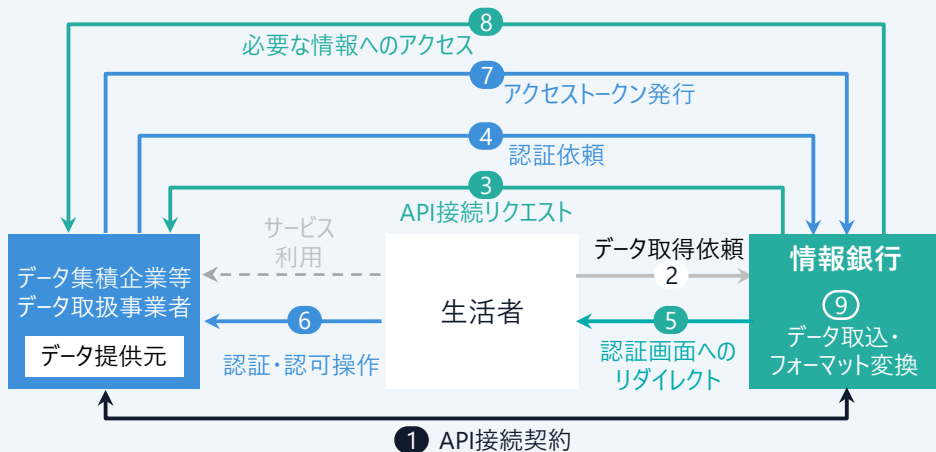
(A) 書面 データ取扱事業者の用意する開示請求書面による取得



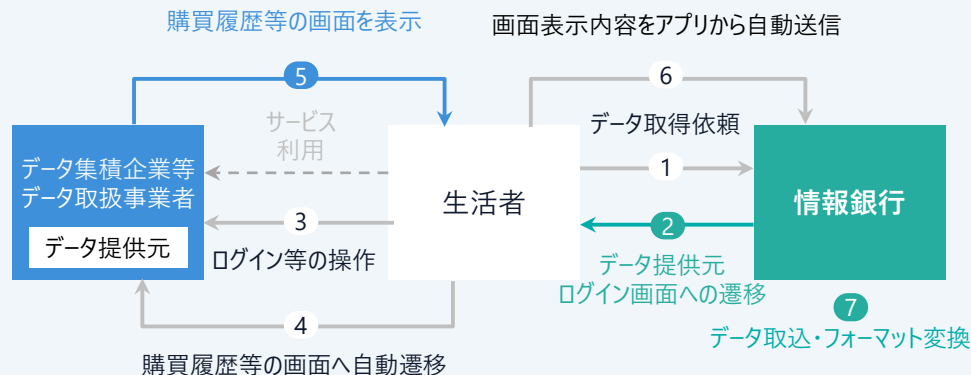
(C) ダウンロード データ取扱事業者の用意するダウンロード機能による取得



(B) API データ取扱事業者の用意するAPIを用いた取得



(D) スクレイピング ログイン後画面に表示される情報をスクリーンスクレイピングにより取得



セキュリティ面などの観点からAPIによる連携が有力である一方、APIにおいて必要なデータ項目・連携仕様の要件や、同意取得の方法などを標準化していく必要がある

仕様書①ウ.情報銀行間のやり取りにおける必要要件の検証、API連携の必要性の検証

項目		調査結果・要件	課題
	データフォーマット	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果：提供元・提供先で「項目」、「フォーマット」が異なることから、情報銀行が介在し、提供先に合わせて変換が必要となる。 ・必要要件：各分野での標準データフォーマットを決め、それをベースに不足情報は情報銀行が補完する必要がある。 	データ加工の手間が発生。業界標準のフォーマットを決めること、情報銀行側が修正することに対して事前の同意取得が必要となる。
接続方法	書面	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果：申請都度、取得情報などを書面で申請し、書面での受け取りとなる。 ・必要要件：各社で書面のフォーマットを作成し、アナログでの受付が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面でのやり取りになるため、事業者と情報銀行双方に手動での対応が必要となり、確認や取得・連携の手間、リアルタイム性に課題がある。 ・申請者（生活者）にコスト含め相応の負担がある。
	API	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果：接続方法、フォーマットを決めれば、最新の情報をいつでも取得でき、生活者による管理も簡便に行え、一定のセキュリティも担保できるが、システム対応コストが発生。 ・必要要件：接続要件の定義として、データ連携の仕様、データモデルの定義、必要なフォーマットの定義が必要となる。 	セキュリティ面で一定の担保ができるが、各種接続要件が定まっておらず、事業者での対応コストも見通せておらず、特にデータ提供元では対応するメリットが少ない。
	ダウンロード	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果：大量のデータを一括で取得することができるが、ログインやダウンロード申請、情報銀行へのアップロード等、生活者の対応が必要となる。 ・必要要件：データ提供事業者側でダウンロードができる機能、連携データフォーマットの標準化が必要となる。 	データ取得の際に各プロセスで生活者の対応が必要となり、スムーズな連携が行えない点、リアルタイム性になどに課題がある。
	スクレイピング	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果：情報銀行を経由し遷移先（データ提供元）でID・パスワードを入力することで、Myページの情報をクローリングしJSON形式で取得するため、提供元の対応は不要である。 ・必要要件：情報銀行経由でアクセスする際に、MyページのID・パスワードは保存しない、取得対象ページを事前に把握し、必要な情報を取得するプログラムを作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ID・パスワードでログインするため情報取得以外の操作ができてしまうなどセキュリティの懸念があり、事業者側のセキュリティ等の観点から許容されていないケースがある。 ・利用回線により遷移先画面が異なること、事業者側でイベント等実施していた際は画面が異なるため、データ取得ができなくなる。
	同意取得時	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果：「提供先」、「オファー名」、「便益」、「利用目的」を提示し、同意を得る。取得データの確認、撤回の対応も実施。 ・必要要件：分かりやすい形で「提供先」、「オファー名」、「便益」、「利用目的」を提示、取得データの確認、同意の撤回が行える機能が必要となる。 	オファー単位で個別同意が必要となり、多数のデータ連携をする際には、生活者・情報銀行の双方の負担が増える。
	オファー実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果：同意取得の内容を事前に調整した上で、登録者に対してオファーを出す。オファーの発出を踏まえた便益の調整が必要。 ・必要要件：情報銀行登録者に対して都度オファーを配信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活者に対して、魅力的なオファーを提供していく必要がある ・オファー配信においても自動化できない部分が多い。

これまでの検証を踏まえ、生活者・データ提供元・データ提供先・情報銀行の利点、課題を整理した

仕様書①E.I及びUの実装にあたる各主体者ごとの利点や課題の整理、解決策の提示



情報銀行とデータ取扱企業との連携方法の定義と、制度としての対応範囲やルールを定めていく必要がある

仕様書①E.I及びUの実装にあたる各主体者ごとの利点や課題の整理、解決策の提示

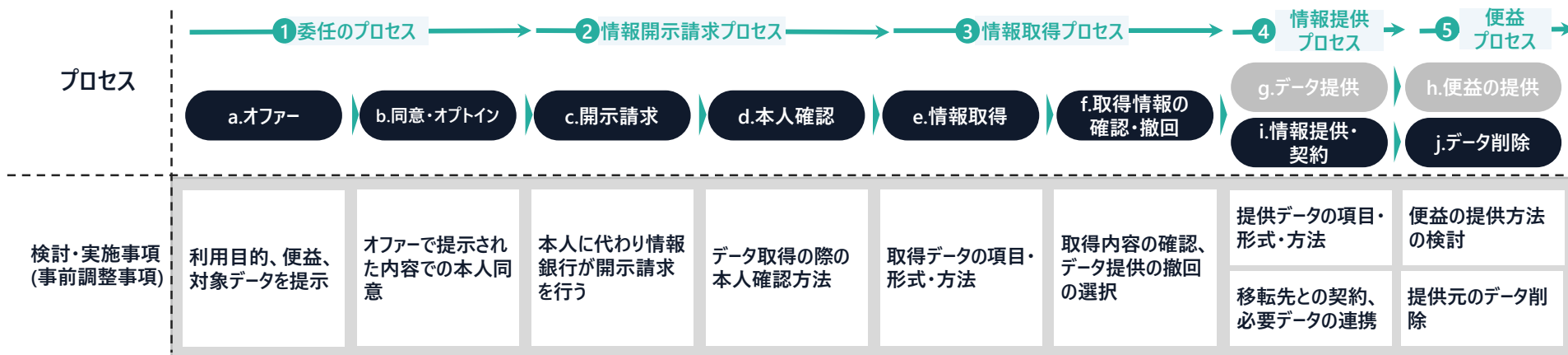
項目	生活者	データ提供元	データ提供先	情報銀行
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の情報を活用した新たな便益を享受できる ・簡便なデータポータビリティにより手続きの簡略化（医療費控除の手続き等）やレコメンド（過去情報を踏まえた診療情報のレコメンド）などが実現する 	<ul style="list-style-type: none"> ・データを提供することで社会問題の解決など、データポータビリティが魅力的な社会にするために貢献できる仕組みであればデータ提供元のメリットにもなりうる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社で取得できないデータを受け取ることにより、新規顧客獲得、新たなサービス開発ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業者より情報を連携されることで情報銀行自体の信頼度、認知度拡大 ・利便性を理解してもらうことで、普及促進に繋がる
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知度が低い ・個人情報を預けるというセキュリティに対する懸念 ・データ提供により不利益となる便益を被る懸念 ・情報開示及びデータ提供のプロセスでの手動対応が必要になる点 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の連携の仕方に応じたコスト負担への対応 ・現状は開示請求の対応が少なく手動対応できているが改正個人情報保護法での開示請求での対応が定められていない、件数も想定できない点 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証で行った連携方法（指定のURLを踏んだ受け渡し対応やIPアドレスの認証）では個別の対応となるので、統一化かつシステム化された連携方法が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証のケースを実現するには、データ連携方法・項目等の必要機能の整理が必要 ・データ連携の標準フォーマットがなく、データ加工や変換が必要 ・ID、パスワード以外の本人確認方法の実装が求められる ・個別同意では都度提供元・提供先との調整となる
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行の役割や機能をユースケースと共に理解促進 ・事前説明による同意取得 ・生活者ができるだけ介在しないデータ連携方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野でデータポータビリティ可能なデータ項目を定めてデータ連携フォーマットを作成していくなどのルール設計と、規模や取り扱う件数が少ない企業は規模的に不利になることが考えられるため、対応企業の規模や取扱いデータの件数に応じたルールも検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行とデータ取扱事業者間でのデータ連携方法を整備していく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・APIでの体系的なデータ連携方法や業界ごとの連携時の対象データフォーマットの整備、最小化の検討 ・データ提供元、情報銀行、データ提供先が一体となって取組みを進めていくことで、ユースケースを拡大し利用者の拡大を図る ・本人確認システムとの連携 ・提供元、提供先との自動マッチング機能

データ移転の際に必要なプロセスを定義し、データ連携ハブとしての情報銀行に必要な機能をこれまでの調査から導き出した

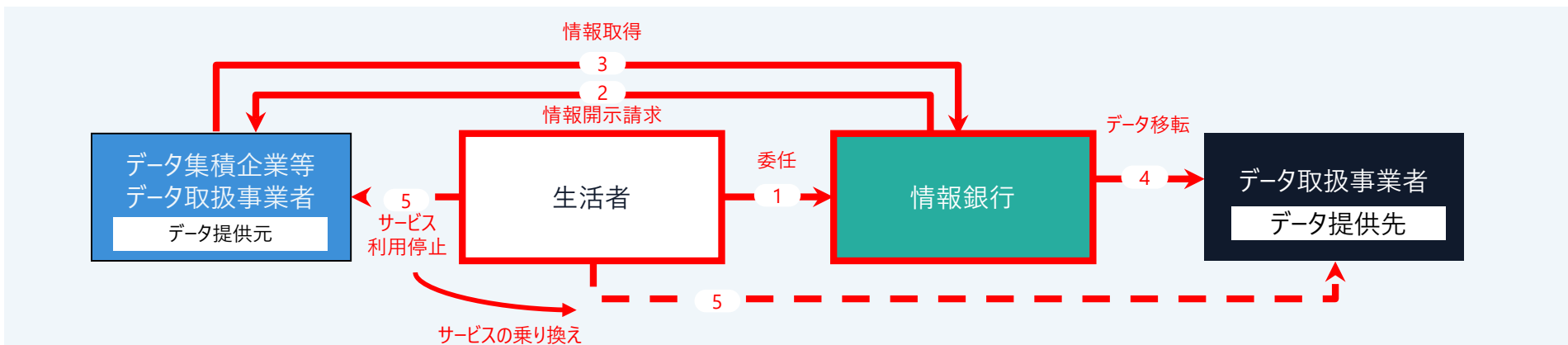
仕様書②ア.データ移転を実現するために情報銀行が実装すべき項目の整理

検証の際の想定プロセス

凡例： 検証対象
プロセス 検証対象外
プロセス



検証の際の想定フロー図 (赤枠部分)



※情報銀行は情報銀行認定に準じて提供先を選定する

情報銀行には手続きの代行などオペレーション部分に加え、ハブ機能としての付加価値の付与や網羅的な情報取得に向けた働きかけなどの機能が求められる

仕様書②ア.データ移転を実現するために情報銀行が実装すべき項目の整理

必要なプロセス	現状	得られた結果	必要な機能
委任	<ul style="list-style-type: none"> ・個別のオファーに対して、個別に同意を取得する ・乗り換えの場合は生活者の意思表示が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・オファーによって同意取得率が異なり、詳細確認の方法が分かりにくい ・乗り換え意思の確認をする規約や機能が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り換え先の必要データを踏まえ、内容を明示したオファーを提示する機能 ・乗り換えの意思確認と、オファー同意機能
本人確認	<ul style="list-style-type: none"> ID、パスワードに加え、運転免許証やマイナンバーカードを用いて本人確認を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認として保証レベルの高いマイナンバーカードよりも運転免許証を用いた認証の方が数が多い。(マイナンバーカード：約14%、運転免許証：約86%) ・運転免許証での認証では画像不鮮明や有効期限切れなどによるNG者が存在 (18.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ID、パスワードでの本人確認だけでは、これらが第三者に悪用される懸念があるため、情報やサービスのレベルに合わせた本人確認方法を定義する必要があり、本人確認の機能を追加
開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の個人情報保護法に則って、開示請求対応は書面が主だが、求めに応じて電子媒体での提供対応を行う事業者やインターネット上のMyページ閲覧を開示請求対応の代替と考える事業者も存在 ・改正個人情報保護法の対応に向け、非常に多くのサービスを提供している事業者では、各事業での個人情報のデータマッピングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の開示請求対応件数は、回答有の2社いずれも年100件未満。個人情報保護法改正後の開示請求対応については、電子媒体での提供をすればよいとの理解や、Myページ閲覧での対応で十分等、認識にバラツキがある ・多くの事業者が情報開示請求の数が大幅に増える予測をしていないため、これまで通りの人手による対応での方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求に関する手続きの代行機能 ・乗り換えの際に取得するデータ項目の特定と代理申請機能
情報取得	<ul style="list-style-type: none"> ・生活者が提供元に乗り換えの手続きをし、必要情報を取得 ・データを繋ぐ標準的なフォーマット、システムが存在しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り換えでは乗り換えの意思表示をし、MNP番号の申請をする。そのためには提供元に乗り換え対応APIが必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り換えの意思表示の確認と、提供元と必要情報を連携する機能 ・提供元でも上記を対応する乗り換え対応API
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・生活者が提供元から取得した乗り換え手続きの情報と共に、提供先に必要情報を提供し、契約手続きを行う ・データを繋ぐ標準的なフォーマットシステムが存在しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行が提供元から取得したデータを提供する際に、提供先への契約の意思表示と規約への同意が必要となる ・本人確認情報の連携 ・提供先との乗り換え対応APIが必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約元との個人情報確認、契約先との契約手続き、契約元の個人情報の削除、提供記録を残す機能の実装 (情報銀行の代理人機能) ・API連携による必要要件の整理

これまでの検証を踏まえ、情報銀行を活用したデータ移転の際の、データ提供元、データ提供先、情報銀行に生活者を加えて、それぞれの利点と課題を整理した

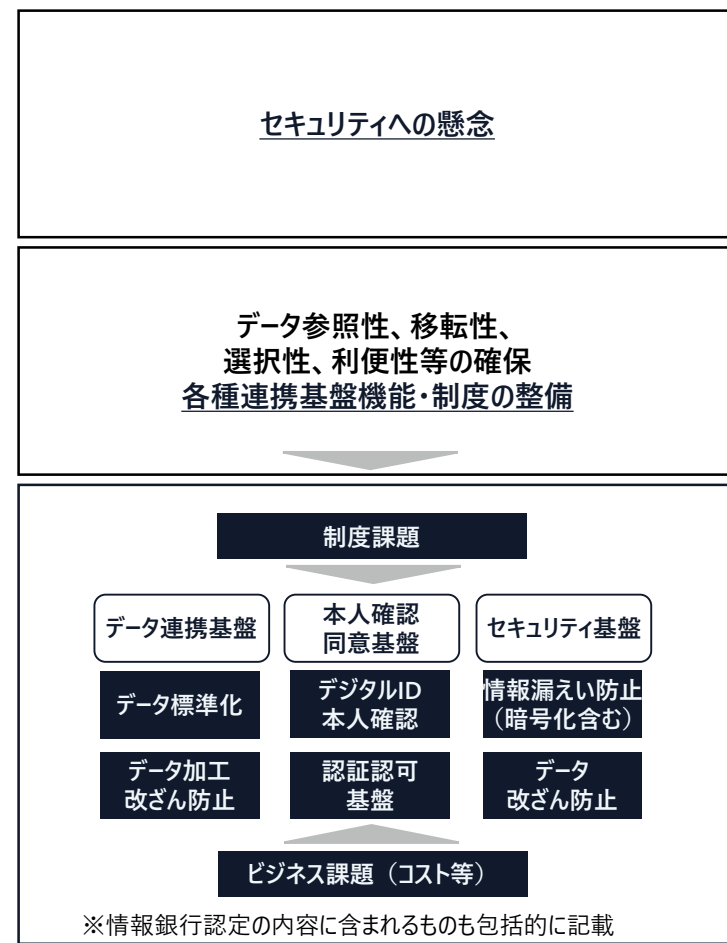
仕様書②イ.情報銀行、データ取扱事業者ごとの利点や課題の整理

データ移転に伴う情報の整理とアプローチについて

データ移転による想定利点分類

生活者	乗り換え関連手続きの利便性の向上
情報銀行 データ連携ハブ	公正な競争環境の提供 生活者の利用機会の確保
データ集積企業等 データ取扱事業者 データ提供元	データ流動性が高まることでの データ価値の向上環境の提供
データ取扱事業者 データ提供先	生活者メリットの提供機会 (過去データ引継ぎによる継続的 パーソナライゼーションサービスの担保)

データ移転実現に向けた想定課題分類



情報銀行自体の透明性、適切性を第三者による認定にて確保しながら、情報銀行の認知向上のためにユースケースの提示と事業者からの理解を得る活動を並行して行う必要がある

仕様書②イ.情報銀行、データ取扱事業者ごとの利点や課題の整理

※太文字は①エの内容と異なる部分

項目	生活者	データ提供元	データ提供先	情報銀行
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の情報を主体的に活用し、サービスの乗り換えができる ・適切な情報銀行の活用により、手続きの簡便化ができる ・自身の情報の管理や開示請求を情報銀行に委ねられる ・データフォーマットを揃えることで、開示請求がしやすくなり、内容の確認も簡便になる 	現状無し	新しい情報の獲得により、新しいサービスを顧客に提供できる	<ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行の認知度が上がり、利用者が増えることで、情報提供先が増える ・公正な競争環境の提供による生活者のサービス利用機会の確保 ・データフォーマットが揃うことで、開示請求対応が容易になりデータ連携がしやすくなる
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知度が低い ・個人情報に預けるというセキュリティに対する懸念 ・情報開示及びダウンロードによるデータ提供のプロセスなどで手動対応が必要になる点 	<ul style="list-style-type: none"> ・コストをかけてまで便利な仕組みを構築するインセンティブが無い ・データ移転による顧客離れのリスク ・提供先から個人情報流出した場合、情報銀行が介していても提供元企業の信頼や評価に影響する懸念 ・乗り換えの際に情報銀行と連携できるシステムが無い 	情報銀行から取得したデータについては、提供先第三者（データ提供先）からの再提供が原則禁止されている <ul style="list-style-type: none"> ・乗り換えの際に情報銀行と連携できるシステムが無い 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行そのものと、データ移転ができる機能の認知度が低い ・情報銀行の中立性、データ連携ハブとしての接続先の確保 ・ID、パスワード以外の本人確認方法の実装 ・データ移転に関する申請、手続きの代行機能の実装
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行の役割や機能をユースケースと共に理解促進 ・事前説明による同意取得 ・生活者が介在しない接続方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野でデータポータビリティ可能なデータ項目を定めてデータ連携フォーマットを作成していくなどのルール設計と、規模や取り扱う件数が少ない企業は規模的に不利になることが考えられるため、対応企業の規模や取扱いデータの件数に応じたルールも検討する ・乗り換え対応のAPI連携システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供側でも情報銀行からの受領したデータを適切に管理することが必要 ・情報銀行がデータ連携ハブとして、様々な提供先企業と連携しポータビリティできるような環境を整える必要がある ・乗り換え対応のAPI連携システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知関心を拡大するための制度や機能の情報発信が必要 ・履歴の管理と変更内容が分かる形でのデータ連携の機能の実装 ・制度の普及促進と共に、情報銀行の接続先を増やすことでユースケースを拡大 ・本人確認システムとの連携 ・移転申請の同意や手続き内容の確認、各種記録を残す機能の実装